

松田町自転車ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車に乗車する者のヘルメット着用を促進し、自転車乗車中のけがを軽減させるため、自転車ヘルメットの購入に要する経費の一部を補助することについて、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象の自転車ヘルメット)

第2条 自転車ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）の対象となる自転車ヘルメットは、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 購入した日が令和6年4月1日以降であること。

(2) 次条に定める自転車ヘルメットであること。

(定義)

第3条 この要綱において自転車ヘルメットとは、新品又は未使用の状態かつ製造会社の保証期間内にあるもので、次のいずれかの承認等を受けたものをいう。

(1) 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

(2) 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

(3) 欧米連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク

(4) ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

(5) 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSマーク

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと

して町長が認めたもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 自己又は同一の世帯に属する者が使用する自転車ヘルメットを購入した者であること。

(2) 自転車ヘルメットを使用する者(以下「使用者」という。)及び第6条の規定により申請した者(以下「申請者」という。)が、自転車ヘルメットを購入する日以前に住居基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき本町の住民基本台帳に登録され、かつ、同条の規定による申請の日まで引き続き本町に居住していること。

(3) 補助対象者に町税の未納がないこと。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、自転車ヘルメット1個につき、その購入額(消費税及び地方消費税を含み、送料及びポイント等による支払い額を除く。)とし、2,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個とし、かつ1回限りとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、松田町自転車ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 申請者の身分を証明する書類の写し

(2) 自転車ヘルメットを購入した日、品名、購入額等を確認できる書類又はその写し

(3) 第3条に定める安全基準の認証が記載されている書類等又はその写し

(4) 振込先の口座が確認できる書類又はその写し

(5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第 7 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、交付の適否について松田町自転車ヘルメット購入費補助金交付（不交付）決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

2 本補助金は、交付申請の時期が事業完了後となるため、規則第 17 条の規定により、実績報告及び補助金の額の確定の手続きを省略する。

(交付決定の取消し)

第 8 条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 第 4 条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、町長は、松田町自転車ヘルメット購入費補助金交付決定取消通知及び補助金返還命令書（第 3 号様式）により、当該交付決定を取り消し、当該交付を受けた者から、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金の請求)

第 9 条 補助金の請求は、第 6 条の規定による書類の提出をもってなされたものとする。ただし、請求の効力は、第 7 条の規定による交付の決定日をもって発生するものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。